

鶴岡市建設工事元請下請関係適正化指導要領

平成 25 年 3 月 29 日 鶴岡市告示第 81 号

(目的)

第 1 条 この告示は、鶴岡市（以下「市」という。）が発注する建設工事を施工するに当たって、元請と下請との関係の適正化を図ることを目的とし、市が指導するための基準として、元請と下請が遵守すべき必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「元請」とは、特段の定めがあるもののほか下請契約における注文者をいい、一つの工事が数次の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請け負った者及びそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。

2 この告示において「下請」とは、特段の定めがあるもののほか下請契約における請負者をいい、一つの工事が数次の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請け負った者からその工事の一部を請け負った者及びそれに続くすべての下請契約における請負者をいう。

(一括下請負の禁止)

第 3 条 元請は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 22 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律 127 号）第 12 条の規定により、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(下請契約締結の義務)

第 4 条 元請は、下請工事を発注したときは、下請工事の着工前に、次の各号に掲げるいずれかの下請約款及び下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

- (1) 建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会勧告）による建設工事下請契約書（以下「下請契約書」という。）
- (2) 一般社団法人全国建設業協会が制定した工事下請基本契約約款及び下請工事基本契約書（以下「下請約款」という。）による注文書及び注文請書（以下「下請契約書」という。）又は個別工事下請契約約款による注文書及び注文請書（以下「下請契約書」という。）（注文書及び請書による契約の締結について（平成 12 年 6 月 29 日付け建設省経発第 132 号）の記書きの要件を満たす書面であるものに限る。）
- (3) 建設工事標準下請契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書（以下「下請契約書」という。）

(下請代金額)

第 5 条 元請は、下請工事を発注するときは、下請代金額を工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額としてはならない。

2 元請は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金額を減じてはならない。

(下請体系の把握)

第 6 条 市が発注した工事を直接請け負った元請は、下請報告書（別紙様式 1）、下請業者一覧表（別紙様式 2-1 及び別紙様式 2-2）を作成し、その写しに当該工事に係る下請契約書の写しを添付して、市に提出しなければならない。ただし、その予定価格が 250 万円を超えない工事についてはこの限りでない。

2 市から直接工事を請け負った元請は、下請発注額が 3,000 万円以上（建築一式工事にあつては 4,500 万円以上）のとき又は仕様書等で提出が求められているときは、下請報告書、下請業者一覧表に加えて、施工体系図（別紙様式 3）、施工体制台帳（別紙様式 4-1）及び再下請

負通知書（別紙様式4-2）を作成し、その写しに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の2第2項及び同第14条の4第3項に掲げる書類の写しを添付し、市に提出しなければならない。

- 3 前項の工事にあつては、工事現場に施工体制台帳及び再下請負通知書を備え置き、施工体系図を掲示しなければならない。
- 4 下請は、労働者名簿及び賃金台帳を整備しなければならない。この場合において、元請は、いつでもその報告を求めることができる。
- 5 市は、市から直接工事を請け負った元請に対して、必要に応じ下請の施工能力事項及び下請工事内容等を記載した書類の提出を求めることができる。

（下請からの暴力団排除）

第7条 元請は、鶴岡市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号に該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請（資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。）としてはならない。

- 2 第4条に定める下請契約には、暴力団関係業者と判明した場合に契約を解除できる旨（以下「契約解除条項」という。）を規定しなければならない。
- 3 元請又は下請は、契約の相手方が暴力団関係業者と判明した場合は、下請契約を解除しなければならない。
- 4 市から直接工事を請け負った元請は、鶴岡市競争入札参加資格審査申請を行う際に、市に対して市が別に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

（暴力団等からの不当要求時の対応）

第8条 元請及び下請は、鶴岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、市に報告しなければならない。

（提出時期等）

第9条 工事担当課長は、請負業者と契約を締結後すみやかに、第6条に規定する下請報告書、下請業者一覧表、施工体制台帳及び施工体系図等の様式を交付するものとする。

- 2 第6条に規定する下請報告書及び下請業者一覧表等の提出時期については次の各号のとおりとする。
 - (1) 契約締結時においては建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条の規定に基づく現場代理人指定（変更）通知書の提出の際に併せて提出しなければならない。
 - (2) その後、一度提出した下請業者一覧表等について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付し提出しなければならない。
 - (3) 工事完成時においては、約款第33条の規定に基づく完成通知書の提出の際に併せて提出しなければならない。

（各工事担当課長における確認）

第10条 工事担当課長は、第6条に定める各提出書類どおりに施工が行われているかについて、現場に監督職員を派遣して確認するとともに、次の各号に掲げる事項について確認しなければならない。

- (1) 配置技術者の適格性及び専任制
- (2) 当該工事の下請予定額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上であ

る場合は、報告されている監理技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている技術者（以下「有資格技術者」という。）であること。

(3) 工事を一括して下請業者に請け負わせていないこと。

(4) 1件の下請額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上である場合は、下請業者が建設業の許可を受けていること。

(5) 請負業者が一般建設業者である場合は、下請額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上でないこと。

（契約担当課長への報告）

第11条 工事担当課長は、前条の規定に基づく確認において前条各号の規定に違反している疑い又は事実がある場合は契約担当課長に報告しなければならない。

（下請選定の留意事項）

第12条 元請は、下請を選定するときは、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 原則として、建設業法上の許可業者であること。

(2) その工事を施工するに足る技術力を有すること。

(3) その工事を施工するに足る労働力、機械器具、技術者を確保できること。

(4) 常時10人以上の労働者を使用しているときは、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出がなされていること。

(5) 経営が安定していること。

(6) 賃金が常に正当に支払われ、支払の遅延等がないこと。

(7) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

(8) 市の指名停止を受けていないこと。

(9) 雇用保険、健康保険（日雇健康保険を含む。）、厚生年金保険及び労働者災害補償保険に加入しており、保険料を適正に納付していること。

(10) 建設業福祉共済団の共済及び建設業退職金共済に加入しており、掛金を適正に納付していること。

(11) 工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められるときは、下請代金の不払を起こすおそれがないこと。

（下請代金の支払条件）

第13条 元請は、前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めなければならない。

2 元請は、請負代金の部分払及び完成払を受けたときは、受けた日から1箇月以内のできる限り短い期間内に、下請に対し、出来形部分に相応する部分払及び完成払を行なわなければならない。

3 下請代金の支払は、原則として現金払とするが、やむを得ない場合は、現金と手形の割合が現金60%以上になるよう努めるとともに、手形期間は長くても60日以内になるよう努めなければならない。この場合において、元請の都合により現金払を手形払に変更するときは、当該手形の割引に要する費用は、元請が負担しなければならない。

4 元請は、工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要があるときは、下請約款及び下請契約書の定めるところにより、変更の措置をとらなければならない。

5 元請は、注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる下請契約を締結したときは、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせてはならない。

6 元請が特定建設業者である場合の下請契約の下請代金は、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から 50 日以内のできる限り短い期間内に支払わなければならない。

7 元請が特定建設業者である場合には、下請が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、他人（当該下請以外の下請を含む。）に損害を与えることのないよう下請の保護及び指導に十分配慮しなければならない。

（下請工事の施工管理）

第 14 条 市から直接工事を請け負った元請は、下請工事に係る施工管理を的確に行うとともに、下請に対して指導、助言その他の必要な措置を行わなければならない。

2 元請は工事現場に主任技術者を配置させ、下請に対し下請施工に係る施工技術の管理に努めなければならない。

3 元請が特定建設業者である場合、下請発注額が 3,000 万円以上（建築一式工事にあつては 4,500 万円以上）のときは、監理技術者を配置しなければならない。

4 特定建設業者は、その責務を十分認識し、下請の保護及び指導に努めなければならない。

（労働環境整備と雇用管理体制）

第 15 条 元請は、下請に対し、次の各号に掲げる事項について指導しなければならない。

（1）労働者の雇入れにあたっては、募集を適法に行い、労働契約書の作成又は雇用通知書を交付すること。

（2）賃金は毎月 1 回以上一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。

（3）労働者に対し、技能訓練を実施するよう努めるとともに、安全衛生教育を実施し、労働災害発生の防止に努めること。

（4）雇用者に対し、1 年に 1 回以上定期健康診断を実施すること。

（5）法定労災を補完する任意の労災保険の加入に努めること。

（6）労働者に対する退職金を積立てること。

（関係法令の周知徹底）

第 16 条 元請は、下請に対し、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令を遵守するよう指導するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよう指導しなければならない。

（市の指導等）

第 17 条 市は、この要領の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、市から直接工事を請け負った元請に対して必要な指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 市は、市から直接工事を請け負った元請が、前項の指導等に従わない場合又は指導した事項に関する措置結果が適切と認め難い場合には、鶴岡市建設工事請負指名停止規定に基づく指名停止を行うものとする。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

下請（計画・変更・結果）報告書

年 月 日

様

住 所

請負業者名

代表者氏名

1 工 事 名

2 工 期

3 請負金額

建設工事請負契約約款第8条に基づき、下記のとおり報告します。

《該当する番号又は項目に○印を付してください》

1 下請計画（契約時）、変更報告（変更時）

上記工事の施工にあたっては、その工事の一部を、

ア 他の建設業者に請け負わせることなく、すべて当社で施工します。

イ 他の建設業者に請け負わせません。（別添「下請業者一覧表」のとおり）

2 下請結果報告（工事完成時）

上記工事の施工については、その工事の一部を、

ア 他の建設業者に請け負わせることなく、すべて当社で施工しました。

イ 他の建設業者に請け負わせました。

下 請 業 者 一 覧 表

工 事 名	請負業者名
-------	-------

工事内容	下請業者名	許可の有無	許可番号※1	許可業種	健康保険等の加入状況※2			下請契約締結年月日	下請契約書の種類※3	下請金額 (うち消費税額)	建設業退職金 共済証紙 交付枚数	下請工事 完了検査 年月日 (予定)	下請代金 支払い条件 (年月日)		支払代金の 現金・手形 の割合		手形 決済 期間
					健康 保険	厚 生 年 金	雇 用 保 険						現金	手形			
															%	%	
									円	枚					%	%	
下請契約合計額 (うち消費税額) ※4																	

※1 建設業の許可を受けていない業者である場合は、「許可番号」は斜線とすること。
 ※2 各項目について、下請業者から保険担当部局の領収証書または配置技術者の保険証等により確認のうえ、次のいずれかを記載すること。
 加入している場合…「加入」、未加入の場合…「未加入」、従業者規模等により保険適用が除外されている場合…「適用除外」
 ※3 次のとおり契約書の種類に応じてイ、ロ、ハ、ニのいずれかを記載すること。
 イ…建設工事標準下請契約約款 ロ…工事下請基本契約書と注文書等 ハ…個別工事下請契約約款と注文書等 ニ…その他
 ※4 下請契約合計欄には、下請金額の合計額を記入すること。
 ・一度提出した内容に変更があったとき（新たに下請契約を締結した場合、変更契約した場合、工事完了検査日時が決定した場合等）は、遅滞なく当該変更があった年月日を付記して再度提出のこと。

下 請 業 者 一 覧 表

工 事 名	
	市から直接工事を請け負った元請業者名
	当該報告にかかる請負業者名

工事内容	下請業者名	許可の有無	許可番号※4	許可業種	健康保険等の加入状況※5			下請契約締結年月日	下請契約書の種類※6	下請金額 (うち消費税額)	建設業退職金共済証紙交付枚数	下請工事完了検査年月日(予定)	下請代金支払い条件(年月日)	支払代金の現金・手形の割合		手形決済期間
					健康保険	厚生年金	雇用保険							現金	手形	
									円	枚				%	%	
下請契約合計額 (うち消費税額) ※7																

※1 本様式は、市から直接工事を請け負った元請が、当該工事に参画した全ての建設業を営む者について作成すること。
 ※2 本様式は、当該工事の施工体制上の全ての下請業者の再下請負等について整理して記載すること。
 ※3 「〇」には数字を記入すること。
 ※4 建設業の許可を受けていない業者である場合は、「許可番号」は斜線とすること。
 ※5 各項目について、下請業者から保険担当部局の領収証書または配置技術者の保険証等により確認のうえ、次のいずれかを記載すること。
 加入している場合…「加入」、未加入の場合…「未加入」、従業者規模等により保険適用が除外されている場合…「適用除外」
 ※6 次のとおり契約書の種類に応じてイ、ロ、ハ、ニのいずれかを記載すること。
 イ…建設工事標準下請契約約款 ロ…工事下請基本契約書と注文書等 ハ…個別工事下請契約約款と注文書等 ニ…その他
 ※7 下請契約合計欄には、下請金額の合計額を記入すること。
 ・一度提出した内容に変更があったとき（新たに下請契約を締結した場合、変更契約した場合、工事完了検査日時が決定した場合等）は、遅滞なく当該変更があった年月日を付記して再度提出のこと。

様式3

施工体系図

発注者名	
工事名称	

元請名	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
会長	統括安全衛生責任者
書記	
副会長	

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	
工事	会社名	
	工事内容	
	請負金額(予定)	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年月日～年月日	

施 工 体 制 台 帳

〔 会 社 名 〕

〔 事 業 所 名 〕

建設業の許可	許 可 業 種	許 可 番 号		許 可 (更 新) 年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 第 号	知 事 一 般	年 月 日
	工 事 業	大 臣 特 定 第 号	知 事 一 般	年 月 日

工 事 名 称 及 び 工 事 内 容				
発 注 者 名 及 び 住 所	〒			
工 期	自 至	年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元 請 契 約		
	下 請 契 約		

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保 険 加 入 の 有 無	健 康 保 険		厚 生 年 金 保 険		雇 用 保 険	
		加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外	加 入 未 加 入 適 用 除 外		
	事 業 所 整 理 記 号 等	区 分	営 業 所 の 名 称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険	
		元 請 契 約					
		下 請 契 約					

発 注 者 の 監 督 員 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
--------------------	--	------------------------	--

現 場 代 理 人 名		権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	
監 理 ・ 主 任 技 術 者 名	専 任	資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容		資 格 内 容
	担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容

- (記載要領)
- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
 - 2 監理技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。
 - 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

《 下請負人に関する事項 》

会社名		代表者名	
住所	〒		
電話番号	(Tel. — —)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※ 主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生管理者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※ 専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※[主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - 経験年数による場合
 - 大学卒「指定学科」 3年以上の実務経験
 - 高校卒「指定学科」 5年以上の実務経験
 - その他 10年以上の実務経験
 - 資格等による場合
 - 建設業法「技術検定」
 - 建築士法「建築士試験」
 - 技術士法「技術士試験」
 - 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 消防法「消防設備士試験」
 - 職業能力

※[健康保険等の加入状況の記入要領]

- 「保険加入の有無」について、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には、「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部に行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- 「営業所の名称」について、元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
- 「健康保険」について、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
- 「厚生年金保険」について、事業所整理番号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
- 「雇用保険」について、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

元請名称	
------	--

会 社 名 _____

代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 _____年 _____月 _____日	注文者との 契 約 日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	_____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	_____年 _____月 _____日

健康保険等 の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監督員名		安全衛生責任者名	
権 限 及 び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権 限 及 び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日	契 約 日	_____年 _____月 _____日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	_____年 _____月 _____日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	_____年 _____月 _____日

健康保険等 の 加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権 限 及 び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）